

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則
..... (国保医療課) 40

告 示

○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業施設管理課) 41
○土地改良事業の工事の完了の届出..... (農業施設管理課) 41
○津波災害警戒区域の指定..... (維持管理防災課) 41

道人事委員会訓令

○北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令..... 41

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)..... 42

規 則

北海道国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月19日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第76号

北海道国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

北海道国民健康保険財政安定化基金条例施行規則 (平成30年北海道規則第10号) の一部を次のように改正する。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式 (第3条関係)

貸付金所要額計算書 (年度)
(市町村名)

基 金 事 業 対 象 保 険 料 必 要 (見 込) 額	A	基 金 事 業 対 象 保 険 料 収 納 (見 込) 額	B
	円		円

市 町 村 の 特 別 会 計 へ の 繰 入 金 (見 込) 額			小 計 F (F:(A+B+C+D+E)×11)
法 第 72 条 の 3 第 1 項 関 係 C	法 第 72 条 の 3 の 2 第 1 項 関 係 D	法 第 72 条 の 3 の 3 第 1 項 関 係 E	
円	円	円	円

基 金 事 業 交 付 金 の (見 込) 額 G	省 令 第 16 条 に よ る 算 定 額 H	貸 付 限 度 額 (F-G-H)	貸 付 希 望 額 (貸付限度額の範囲内)
円	円	円	円

備考1 本年度の数値を記入すること。

2 C欄は国民健康保険法第72条の3第1項の規定による繰入金の額を、D欄は同法第72条の3の2第1項の規定による繰入金の額を、E欄は同法第72条の3の3第1項の規定による繰入金の額を、それぞれ記入すること。

3 G欄は、国民健康保険法第81条の2第1項第2号の規定による交付金の交付を受けた収納不足市町村については当該交付を受けた額を記入すること。

4 H欄は、保険料 (地方税法の規定による国民健康保険税を含む。) の収納が正当な理由なく著しく不足すると認められる場合に国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令第16条により算定した額を記入すること。

別記第12号様式を次のように改める。

別記第12号様式 (第9条関係)

交付金交付額計算書 (年度)
(市町村名)

基 金 事 業 対 象 保 険 料 必 要 (見 込) 額	A	基 金 事 業 対 象 保 険 料 収 納 (見 込) 額	B
	円		円

市 町 村 の 特 別 会 計 へ の 繰 入 金 (見 込) 額			省 令 第 17 条 に よ る 算 定 額 F
法 第 72 条 の 3 第 1 項 関 係 C	法 第 72 条 の 3 の 2 第 1 項 関 係 D	法 第 72 条 の 3 の 3 第 1 項 関 係 E	
円	円	円	円

交 付 限 度 額	交 付 額
-----------	-------

<table border="1"><tr><td>((A-B-C-D-E-F) / 2)</td><td>(交付限度額の範囲内)</td></tr><tr><td>円</td><td>円</td></tr></table> 備考1 本年度の数値を記入すること。 2 C欄は国民健康保険法第72条の3第1項の規定による繰入金の額を、D欄は同法第72条の3の2第1項の規定による繰入金の額を、E欄は同法第72条の3の3第1項の規定による繰入金の額を、それぞれ記入すること。 3 F欄は、保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。）の収納が正当な理由なく著しく不足すると認められる場合に国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令第17条により算定した額を記入すること。 附 則 この規則は、令和6年1月1日から施行する。	((A-B-C-D-E-F) / 2)	(交付限度額の範囲内)	円	円	(2) 大字等 字浜小清水、字倉栄、字止別（次の図のとおり） 2 基準水位 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）
((A-B-C-D-E-F) / 2)	(交付限度額の範囲内)				
円	円				
道 人 事 委 員 会 訓 令					
北海道告示第577号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和5年12月7日、江差土地改良区の定款の変更を認可した。 令和5年12月19日 北海道知事 鈴木直道 北海道告示第578号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、北海土地改良区が行う土地改良（茶志内幹線地区（突発事故被害の復旧））事業の工事を令和5年6月30日に完了した旨の届出があった。 令和5年12月19日 北海道知事 鈴木直道 北海道告示第579号 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり津波災害警戒区域を指定する。 令和5年12月19日 北海道知事 鈴木直道 1 津波災害警戒区域の表示 (1) 市町村 斜里郡小清水町	北海道人事委員会訓令第2号 庁 中 一 般 北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和5年12月19日 北海道人事委員会委員長 織田 亨 北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令 北海道人事委員会事務局文書管理規程（令和4年北海道人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。 第10条（見出しを含む。）中「主務課に直接」を削り、同条第1項中「ところにより」の次に「、主務課において」を加え、「同号エ」を「同号オ」に、「の検証を除く」を「に係る検証を除く」に改め、同項第1号エ中「付与されて」を「行われて」に、「の検証」を「に係る検証」に、「アからウまでの処理」を「総合文書管理システムにより収受番号を取得し登録」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、同号イの次に次のように加える。 ウ 電子メールは、アの規定にかかわらず、事務局における経緯も含めた行政機関の意思の決定（以下「決定」という。）に至る過程並びに事務局の事務及び事業の実績の合理的な跡付け又は検証に必要となるものとして主務課長の職にある者（当該職にある者又は当該職にある者より下位の職にある者が決裁権者（北海道人事委員会事務決裁規程（平成20年北海道人事委員会訓令第1号）第2条第1号の決裁若しくは同条第2号の専決又は北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則（北海道人事委員会規則2－5）第12条の規定により知事部局の例による代決をする者をいう。以下同じ。）の場合にあっては、当該職の直近下位の職にある者。以下「主務課長等」という。）の指示するものに限り、総合文書管理システムにより収受番号を取得し登録を行うこと。 第10条第2項及び第3項中「エ」を「オ」に改める。 第11条中「意思の決定（以下「決定」という。）」を「決定」に、「主務課長」を「主務課長等」に改める。 第13条、第16条第1項、第19条及び第21条中「主務課長」を「主務課長等」に改める。 第30条の見出し中「の付与」を削り、同条第2項及び第3項中「付与する」を「行う」に				

改める。 第31条第2項を削り、同条第3項中「電子メール」を「ファクシミリ装置、電子メール」に改め、同項を同条第2項とする。 第36条各号列記以外の部分を次のように改める。 文書の編集は、次に定めるところにより主務課においてしなければならない。 第39条第2項中「の未完結文書」を「であって完結文書以外の文書のうち、決定を要しない文書にあっては報告済みのもの、決定を要する文書で施行を要しないものにあっては決定済みのもの、施行を要するものにあっては施行済みのもの及び随時追記され又は更新される台帳、帳簿その他の文書」に改める。 附 則 この訓令は、令和5年12月19日から施行する。	6 一般競争入札の公告 令和5年10月3日付け北海道警察本部告示第557号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部告示第697号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和5年12月19日 北海道警察本部長 鈴木 信 弘 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 アグスタ式AW139型機体（だいせつ2号）2年定期点検 一式 2 落札を決定した日 令和5年11月16日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 朝日航洋株式会社 (2) 住 所 東京都江東区新木場4丁目7番41号 4 落札金額 65,560,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和5年10月3日付け北海道警察本部告示第555号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部施設課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目														
道 警 察 本 部 告 示															
北海道警察本部告示第696号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和5年12月19日 北海道警察本部長 鈴木 信 弘 1 落札に係る物品等の名称及び数量 <table><tr><td>(1) インクカートリッジ（ブラック）</td><td>670個</td></tr><tr><td>(2) インクカートリッジ（シアン）</td><td>625個</td></tr><tr><td>(3) インクカートリッジ（マゼンタ）</td><td>637個</td></tr><tr><td>(4) インクカートリッジ（イエロー）</td><td>726個</td></tr><tr><td>(5) インクカートリッジ（ライトシアン）</td><td>646個</td></tr><tr><td>(6) インクカートリッジ（ライトマゼンタ）</td><td>711個</td></tr><tr><td>(7) 連続写真用紙（2ロール入）</td><td>1,989箱</td></tr></table> 2 落札を決定した日 令和5年11月24日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社HBA (2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8 4 落札金額 19,610,492円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	(1) インクカートリッジ（ブラック）	670個	(2) インクカートリッジ（シアン）	625個	(3) インクカートリッジ（マゼンタ）	637個	(4) インクカートリッジ（イエロー）	726個	(5) インクカートリッジ（ライトシアン）	646個	(6) インクカートリッジ（ライトマゼンタ）	711個	(7) 連続写真用紙（2ロール入）	1,989箱	
(1) インクカートリッジ（ブラック）	670個														
(2) インクカートリッジ（シアン）	625個														
(3) インクカートリッジ（マゼンタ）	637個														
(4) インクカートリッジ（イエロー）	726個														
(5) インクカートリッジ（ライトシアン）	646個														
(6) インクカートリッジ（ライトマゼンタ）	711個														
(7) 連続写真用紙（2ロール入）	1,989箱														